

## 夏季における議事堂内の服装について

三重県議会では、夏季の適正冷房（28℃）にあたり、例年、軽装（クールビズ）の取組を行ってきました。

また、国（環境省）においては、昨年度から、地域による気候の違い等を踏まえ、全国一律の実施期間の設定は行なわず、各地域の状況、日々の気温、それぞれのワークスタイルや仕事環境等に応じて、適正な温度での空調使用と各自の判断による快適で働きやすい軽装に取り組むこととしています。

こういった状況を踏まえ、下記のとおり取り組むこととします。

### 記

#### 1 実施期間

代表者会議で決定の日から10月31日（月）までを目安としつつ、各自の判断により取り組む。

（次年度以降、毎年、5月1日から10月31日までとする。）

#### 2 実施内容

議場内外とも上着及びネクタイの着用は議員各人の自由とする。

#### 3 その他

議事堂内においては、執行部及び事務局職員も議員にならうこととする。

令和5年度以降も、毎年、5月1日から10月31日までを実施期間として、上記のとおり取り組む。

(R4. 5. 12 代表者会議決定)